

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定 (福祉指導課)	3
○保安林の指定予定の通知 (2件) (治山林道課)	3
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 (2件) (")	4
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	5
○道路の供用開始 (")	6
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出 (会計管理課)	6
公 告	
○危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 (消防政策課)	6
○土地改良区の解散の認可 (農業基盤課)	7

規 則

高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年7月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第51号

高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

高知県環境影響評価条例施行規則 (平成11年高知県規則第63号) の一部を次のように改正する。
別表第1(5)の項中

「

オ 風力発電所の設置の工事業	出力が1万キロワット以上である風力発電所を設けるもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である風力発電所を設けるもの
カ 風力発電所の変更の工事業	出力が1万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの

」

を

「

オ 太陽電池発電所の設置の工事業	(ア) 出力が4万キロワット以上である太陽電池発電所を設けるもの ((イ) 又は(ウ)に該当するものを除く。)	出力が2万キロワット以上4万キロワット未満である太陽電池発電所を設けるもの (この項のオの(イ)の第3欄又はオの(ウ)の第3欄に掲げる要件に該当しないものに限る。)
	(イ) 太陽電池発電所の用に供される区域及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地 (以下「太陽電池発電所区域」という。) の面積が50ヘクタール以上 (太陽電池発電所区域に特別地域が含まれる場合にあつては、10ヘクタール以上) である太陽電池発電所を設けるもの	

」

	(ウ) 森林（森林法第2条第3項に規定する国有林及び同項に規定する民有林（同法第5条第1項の地域森林計画の対象となっているものに限る。）をいう。）において立木竹を伐採する区域（以下「森林伐採区域」という。）の面積が20ヘクタール以上であるものを伴うもの	
カ 太陽電池発電所の変更の工事業	(ア) 出力が4万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの（(イ)又は(ウ)に該当するものを除く。）	出力が2万キロワット以上4万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの（この項の(イ)の第3欄又は(ウ)の第3欄に掲げる要件に該当しないものに限る。）
	(イ) 太陽電池発電所区域の面積が50ヘクタール以上（太陽電池発電所区域に特別地域が含まれる場合にあっては、10ヘクタール以上）増加するもの	
	(ウ) 森林伐採区域の面積が20ヘクタール以上増加するものを伴うもの	
キ 風力発電所の設置の工事業	出力が1万キロワット以上である風力発電所を設けるもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である風力発電所を設けるもの
ク 風力発電所の変更の工事業	出力が1万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの

に改める。

別表第2中22の項を23の項とし、21の項を22の項とし、20の項を21の項とし、19の項を20の項とし、18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、14の

項を15の項とし、13の項を14の項とし、12の項を13の項とし、

「

11 別表第1の(5)の項のオ又はカに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

」

を

「

11 別表第1の(5)の項のオ又はカに該当する対象事業	(1) 別表第1の(5)の項のオの(ア)又はカの(ア)に該当するもの	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
		対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	(2) 別表第1の(5)の項のオの(イ)若しくは(ウ)又はカの(イ)若しくは(ウ)に該当するもの	太陽電池発電所区域の位置	新たに太陽電池発電所区域となる部分の面積が修正前の太陽電池発電所区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満（太陽電池発電所区域に特別地域が含まれる場合にあっては、4ヘクタール未満）であること。
		森林伐採区域の位置	新たに森林伐採区域となる部分の面積が8ヘクタール未満であること。
12 別表第1の(5)の項のキ又はクに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。	
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	

」

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において「特別地域」とは、別表第1備考に規定する特別地域をいう。

別表第4中22の項を23の項とし、21の項を22の項とし、20の項を21の項とし、19の項を20の項とし、18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、12の項を13の項とし、

「

11 別表第1の(5)の項のオ又はカに該当する	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル

」

対象事業	ル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
発電設備の位置	発電設備が100メートル以上移動しないこと。

を「

11 別表第1の(5)の項のオ又はカに該当する対象事業	(1) 別表第1の(5)の項のオの(ア)又はカの(ア)に該当するもの	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	(2) 別表第1の(5)の項のオの(イ)若しくはウ)又はカの(イ)若しくはウ)に該当するもの	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
		太陽電池発電所区域の位置	新たに太陽電池発電所区域となる部分の面積が変更前の太陽電池発電所区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満（太陽電池発電所区域に特別地域が含まれる場合にあつては、4ヘクタール未満）であること。
12 別表第1の(5)の項のキ又はクに該当する対象事業	発電所の出力	森林伐採区域の位置	新たに森林伐採区域となる部分の面積が8ヘクタール未満であること。
		発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	
発電設備の位置	発電設備が100メートル以上移動しないこと。		

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において「特別地域」とは、別表第1備考に規定する特別地域をいう。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の高知県環境影響評価条例施行規則の規定は、この規則の施行の前日に電気事業法（昭和39年法律第170号）第48条第1項の規定による届出をした太陽電池発電所の設置又は変更の工事の事業については、適用しない。

告 示

高知県告示第583号

施術機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条第1項の指定をした。

令和2年7月21日

高知県知事 瀨田 省司

施術者氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
河野 健太	たんぼぼ接骨院	須崎市浦ノ内下中山160番地事務所棟内	令和2年7月2日

高知県告示第584号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年7月21日

高知県知事 瀨田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
安芸郡東洋町生見字西明所660の2、660の9から660の11まで、660の17、660の20から660の30まで、660の32、660の35から660の37まで、660の40、660の42、660の47から660の49まで、660の52、662、字南明所736の32、736の33、736の54、736の92
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び東洋町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第585号

<p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>令和2年7月21日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡檮原町文丸439から441まで、445、446</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 文丸439・440・446（以上3筆について次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第586号 令和2年2月農林水産省告示第240号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を香美市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>令和2年7月21日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 香美郡上葦生村神池303番地 イ 氏名 岡本 兼鹿 (2)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村神池770番地 イ 氏名 門脇 幹治 (3)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村大栃1198番地 イ 氏名</p>	<p>山崎 義行 (4)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村頓定1076番地 イ 氏名 小松 敏喜 (5)ア 登記簿記載の住所 横浜市南区永田みなみ台1番2-404号 イ 氏名 畑山 哲弘 (6)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊町岩原1166番地 イ 氏名 下村 彦市 (7)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊町庵谷702番地 イ 氏名 原 盛明 (8)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊町庵谷1071番地 イ 氏名 三谷 晴喜 (9)ア 登記簿記載の住所 高知市一宮3309番地 イ 氏名 山本 博司 (10)ア 登記簿記載の住所 高知市大津乙125番地 イ 氏名 津田 範仁 (11)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町上関乙79番地 イ 氏名 津田 浩二 (12)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村中切152番地 イ 氏名 伊藤 勝清 (13)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村中切257番地 イ 氏名 近藤 仁藤太 (14)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村中切274番地 イ 氏名 筒井 國美</p>	<p>(15)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町1740番地 イ 氏名 刈谷 学 (16)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町小野1051番地 イ 氏名 山田 種夫 (17)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町小野1051番地 イ 氏名 山田 寅 (18)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町枝川1278番地7 イ 氏名 岡林 一弘 (19)ア 登記簿記載の住所 高知市江陽町4番22号 イ 氏名 掛水 タマコ (20)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村上名野川48番地 イ 氏名 掛水 成則 (21)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村上名野川1176番地1 イ 氏名 片岡 三郎 (22)ア 登記簿記載の住所 吾川郡いの町大内920番地5 イ 氏名 片岡 益幸 (23)ア 登記簿記載の住所 大阪府門真市中町10番11号 イ 氏名 門脇 チェコ (24)ア 登記簿記載の住所 吾川郡名野川村奥名野川269番地 イ 氏名 片岡 徳弘 (25)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村清水上分387番地 イ 氏名 阿部 益富 (26)ア 登記簿記載の住所</p>
--	---	--

吾川郡池川町宮ヶ平351番地
 イ 氏名
 岡林 彰
 (27)ア 登記簿記載の住所
 高岡郡仁淀村川渡4332番地1
 イ 氏名
 梶原 良輝
 (28)ア 登記簿記載の住所
 高岡郡東津野村芳生野乙2305番地
 イ 氏名
 南橋 善高
 (29)ア 登記簿記載の住所
 高岡郡禰原村四万川甲892番地
 イ 氏名
 中越 藤作
 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。
 昭和48年8月農林水産省告示第1771号
 (2) 変更後の指定施業要件
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
高知県告示第587号
 令和2年4月農林水産省告示第747号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を高知市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
 令和2年7月21日
 高知県知事 濱田 省司
 1 所在不明の森林所有者
 (1)ア 登記簿記載の住所
 安芸郡芸西村和食甲2152番地
 イ 氏名
 小松 多美子
 (2)ア 登記簿記載の住所
 住所なし
 イ 氏名
 和田 安太郎
 (1)ア 登記簿記載の住所
 土佐郡大川村井野川23番地
 イ 氏名

岡田 登代子
 (2)ア 登記簿記載の住所
 土佐郡大川村中切145番地
 イ 氏名
 筒井 知子
 (3)ア 登記簿記載の住所
 土佐郡土佐町田井1490番地4
 イ 氏名
 和田 十次郎
 (4)ア 登記簿記載の住所
 長岡郡吉野村古味字河瀬座地主神社
 イ 氏名
 氏名なし
 (5)ア 登記簿記載の住所
 土佐郡土佐町田井1235番地2
 イ 氏名
 和田 譲
 (6)ア 登記簿記載の住所
 高知市八反町一丁目13番2号
 イ 氏名
 和田 純一
 (7)ア 登記簿記載の住所
 高知市八反町一丁目13番2号
 イ 氏名
 和田 美由紀
 (8)ア 登記簿記載の住所
 高知市八反町一丁目13番2号
 イ 氏名
 和田 大輝
 (9)ア 登記簿記載の住所
 土佐郡土佐山村弘瀬119番地
 イ 氏名
 山崎 保利
 (10)ア 登記簿記載の住所
 高知市北奏泉寺70番地
 イ 氏名
 前田 信利
 (11)ア 登記簿記載の住所
 土佐郡土佐山村弘瀬2357番地
 イ 氏名
 高橋 十三日
 (12)ア 登記簿記載の住所
 高知市新本町二丁目7番15号
 イ 氏名
 鎌倉 銀作

(13)ア 登記簿記載の住所
 土佐郡土佐山村中切466番地
 イ 氏名
 鎌倉 茂喜
 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 昭和53年10月農林水産省告示第361号
 (2) 変更後の指定施業要件
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
高知県告示第588号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、令和2年7月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和2年7月21日
 高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中土佐佐賀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町矢井 賀字前山乙560番3 から 高岡郡中土佐町矢井 賀字松尾山甲582番 2まで	前	6.5 }	453
	後	6.5 }	453

高知県告示第589号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、令和2年7月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和2年7月21日
 高知県知事 濱田 省司
 1 道路の種類 県道
 2 路線名 大川土佐
 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡大川村下小南 川字堂ノナロ294番 28から 土佐郡大川村下小南 川字堂ノナロ99番1 まで	前	3.6 }	494
	後	15.7 }	
		4.6 }	494
		45.0 }	

高知県告示第590号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年7月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中土佐佐賀
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡中土佐町矢井賀字前 山乙560番3から 高岡郡中土佐町矢井賀字松 尾山甲582番2まで	453	令和2年7月21日

高知県告示第591号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和2年7月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
(変更前) 高知市本町二丁目3-31 L Sビル3階
一般社団法人高知県警備業協会
会長 篠原 正人
(変更後) 高知市本町二丁目3-31 L Sビル3階
一般社団法人高知県警備業協会
会長 国安 秀昭

- 2 変更年月日
令和2年6月2日

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）を次のとおり行う。

令和2年7月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 講習の実施日時、実施場所及び種別

- (1) 前期日程

講習の実施日及び実施場所	講習の種別及び実施時間	
	給油取扱所	その他
令和2年8月21日(金) 安芸市消防防災センター	午前9時から正 午まで	午後1時から午 後4時まで
令和2年8月25日(火) 高知県庁正庁ホール	〃	〃
令和2年8月26日(水) 〃	〃	〃
令和2年8月27日(木) 〃	〃	〃
令和2年9月1日(火) 中土佐町民交流会館	〃	〃
令和2年9月2日(水) 四万十市立文化センター	〃	〃
令和2年9月3日(木) 〃	午前9時から正 午まで及び午後 1時から午後4 時まで	

- 備考 1 講習の種別の「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう（(2)の表において同じ。）。
- 2 講習の種別の「その他」とは、給油取扱所及び特定事業所（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第

84号）第2条第6号に規定する特定事業所をいう。）における危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう（(2)の表において同じ。）。

- (2) 後期日程

講習の実施日及び実施場所	講習の種別及び実施時間	
	給油取扱所	その他
令和2年10月20日(火) 高知県立人権啓発センタ ー	午前9時から正 午まで	午後1時から午 後4時まで
令和2年10月21日(水) 〃	〃	〃
令和2年10月22日(木) 〃	〃	〃
令和2年11月9日(月) 中土佐町民交流会館	〃	
令和2年11月10日(火) 四万十市立文化センター	〃	
令和2年11月13日(金) 安芸市消防防災センター	〃	

- 2 講習の受講の申請手続

- (1) 受講申請書の配布

受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部消防政策課及び県内各消防本部（消防署）で配布する。

- (2) 受講申請書の提出先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内

高知県危険物安全協会

- (3) 受講申請書の受付期間

受講申請書は、令和2年8月3日（月）から同月14日（金）までの間に受け付ける。

- (4) 講習の受講手数料

受講手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納入すること。

- 3 講習に関する問い合わせ先

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課
内
高知県危険物安全協会（電話番号088-823-9099）



土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、今成土地改良区の解散を令和2年7月8日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年7月21日

高知県知事 濱田 省司